

### 3 事例から学ぶ成功のためのキーポイント

各事例においては、その取組内容や、取組推進上、特に行政が直面した個別の課題について、解決に向けてどのように対処したのかを整理しました。本項では、事例を踏まえて、行政職員が「緑農住」まちづくりに取り組むに当たって、円滑かつ効果的に進めるためのポイントを整理します。

#### (1) 施策の目的・取組の明確化

例えば、「カシニワ制度」では、まちづくり上の空き地の解消のみを目的とし、当時不足していた公園の整備と結び付けなかったことが制度がうまくいっている理由としてされています。「こくベジプロジェクト」では、観光促進に際して訪問客の市内の滞在時間が短いという課題解決のため、食に着目し、市の強みである農業を生かし「地場野菜」を生かした集客を図ることとしています。「くにたちはたけんぼ」では単なる市民農園を整備するのではなく、まちづくりの一環として、また、市民が農地に触れる機会の提供や農がある都市、農が身近にある暮らしを次世代に受け継いでいくことを目的として取り組んでいます。

施策の目的や取組を明確化することは、立ち上げ期における最重要ポイントです。目的や取組を検討する際には、課題は何か、強みは何かを考えることが重要です。

行政課題等を的確に把握し、課題を解決するための取組となるかなど、しっかりと検討した上で、まず、できる範囲から取組を推進することも重要なポイントです。目的や取組を明確化し、施策の意義を見失わないことが重要です。

#### (2) 関係者・関係団体との良好な体制構築

例えば、「こくベジプロジェクト」では、JA や商工会、観光協会等、様々な立場の団体がプロジェクト推進連絡会に参画しています。また、「カシニワ制度」では、大地主の会への直接的なアプローチにより、制度の推進、認知度向上を図ることができました。

取組の推進には必ず多くのステークホルダー<sup>35</sup>が存在します。立ち上げ期から関係者・関係団体との積極的なコミュニケーションにより、関係者との軋轢や関係団体との関係のこじれがなく、良好な体制で事業を開始・推進することが重要です。長期的な事業展開を見据えて、検討の場には、最初からキーパーソンとなる人物を加えることも一つの方法です。

#### (3) 外部団体等の効果的な活用と外部資金の獲得

例えば、「カシニワ制度」では、みどりの基金を取組の主体に置き、また、民間都市開発推進機構（MINTO 機構）のまちづくり基金を獲得しています。また、「屋敷林保全」において

<sup>35</sup> 直接的または間接的に影響を受ける利害関係者

は、練馬区で環境公社への維持管理・担い手育成等の事業委託を行っています。

様々な取組において、自治体のみで対応することは難しくなります。取組を維持・継続する場合には、第3セクターとの連携や民間基金等の活用、取組の外部委託等も視野に入れる等、自治体の負担を軽減する方策を検討する必要があります。

#### **(4) 行政主導から市民等による自立化・自走化への移行**

例えば、「くにたちはたけんぼ」では、行政主導からNPOによる自立運営が行われています。また、「こくベジプロジェクト」では、国の地方創生交付金の終了及び所管課の移行に伴い、プロジェクトの推進連絡会による自走化を目指し、市が主導するのではなく、飽くまで市は連絡会の一員として位置付ける等、自走化を促すような立ち位置を明確化しています。

多くの取組は市民発意であった場合にも、行政主導で進められることが多いと思われます。一方で、取組を拡充・発展させるには、行政だけでなく、関係団体や事業者、市民が一体となって創意工夫をしながら取組を推進することが必要です。市民等の主導で実施することで、例えばエンドユーザーである市民ニーズの的確な捕捉や、様々なノウハウを持った担い手が集まることによる新たな取組の展開などのメリットもあります。行政が常に主導し続けるのではなく、「緑農住」空間の現状把握や活動ノウハウ、情報発信、資金面での支援など後方支援に回り、市民等による自立化・自走化へ移行することも、活動の維持・継続の一つの方法として考えられます。

#### **(5) 取組の維持や様々な機能発揮に向けた庁内体制の維持と関係部署との連携**

例えば、「カシニワ制度」では、都市計画の実行部隊として都市計画課に新たな室が組織されたほか、立ち上げ当初の担当者が異動後にも制度のPRを行い、地権者との橋渡し役となったことで、制度がより拡大しました。

また、「こくベジプロジェクト」では、交付金終了後、担当所管が経済課所管に移行したことで、農業や商工等の日頃から連携する関係団体と、より強固な関係性が構築されました。

練馬区の「防災協力農地」においては、JAや農家との調整を都市農業課が、防災協力農地の実態把握は防災計画課がそれぞれの役割を果たしながら連携しています。

さらに、国立市では、「くにたちはたけんぼ」を基盤として児童福祉に取り組んでいたり、まだ本格的な活動はなされていませんが、社会福祉協議会が農地を借り上げ、農福連携に取り組む動きもあるとのこと。

取組の維持に当たっては、庁内体制の維持や連携も重要なポイントです。円滑な取組の推進や、多様な機能の発揮に向けては、取組当初から庁内横断的に連携するほか、庁内の各部署が日頃から関係している地域団体との関係性も見据え、関係部署に事前に情報を共有しておくなど官民の多様な主体が円滑な合意形成を図っていけるようにしていくことにも留意する必要があります。

## **(6) 中間支援組織との連携による取組の推進**

「緑農住」まちづくりを進めるに当たって、行政には取組の実施や維持・継続に対して多くの役割が期待されているところですが、「こくベジプロジェクト」、「屋敷林保全」など、行政負担が大きいことを課題として挙げている事例もあります。

そのため、「緑農住」まちづくりに知見を有する民間団体等の中間支援組織との連携は、今後一層必要となります。中間支援組織と連携することで、取組に対して豊富な経験やノウハウを活用することができるほか、既に構築されている取組の推進体制においては、例えば関係団体間の認識や考え方の違いがある場合の調整役としての役割も期待できます。

中間支援組織の在り方は地域の特徴によって異なりますが、それぞれの特徴やニーズに応じて中間支援組織と関係を構築・連携し、民間活力を活かした取組が重要です。

## **(7) 民間企業等の取組に対する行政誘導**

戸建てや集合住宅などの宅地開発において、保全又は創出した農空間を生かしたコミュニティ形成など、民間企業等においても、「緑農住」まちづくりに向けた取組が進められています。

行政としては、こうした開発や取組を検討する事業者に対し、必要に応じた技術的・財政的支援の検討や、地主であり、かつ、農空間の維持管理の指導的立場と成り得る農家をはじめ、まちづくりに関連する各種主体等も交えた連携を図り、良好な民間開発誘導を進めることなどで、農家、住民、民間企業及び行政の連携による良好な都市環境の実現に向けた取組の推進が期待できます。

各自治体のまちづくりに対する方針や制度を踏まえ、例えば緑地協定や市民緑地のほか地域地区、地区計画等の諸制度の活用も視野に入れながら、民間企業等の「緑農住」まちづくりの実現に向け、「緑農住」まちづくりに資する民間開発を促す仕組みづくりも必要です。